令和７年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限　令和７年１月３１日（金）

　償却資産申告書のお問い合わせ先

|  |
| --- |
| 「桜川市役所　税務課資産税グループ」〒309-1293　　　　　茨城県桜川市羽田1023TEL ０２９６（５８）５６０２FAX ０２９６（５８）５１１５ |

償却資産申告書の提出先

|  |
| --- |
| 「桜川市役所　税務課資産税グループ」〒309-1293　　　　　　　茨城県桜川市羽田1023　　　　　　　　TEL ０２９６（５８）５１１１　　　　　　　　FAX ０２９６（５８）５１１５「岩瀬庁舎　総合窓口課」〒309-1292　　　　　　　茨城県桜川市岩瀬64-2　　　　　　　　TEL ０２９６（７５）３１１１　　　　　　　　FAX ０２９６（７５）５６７２「真壁庁舎　総合窓口課」〒300-4495　　　　　　　茨城県桜川市真壁町飯塚911　　　　　　　　TEL ０２９６（５５）１１１１　 　　　 FAX ０２９６（５４）０４１７ |

桜川市

**《目　次》**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　頁

**Ⅰ　償却資産とは**

１　償却資産とは 　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

２　償却資産の具体例をあげると 　 ・・・・・・・・・・・・　　１

３　償却資産の主な業種別具体例 　 ・・・・・・・・・・・・　　２

４　償却資産の課税客体となる車両 　 ・・・・・・・・・・・　　３

５　不動産賃貸業をされている方へ 　 ・・・・・・・・・・・　　３

**Ⅱ　償却資産の申告について**

１　 申告していただく方は 　・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２　 提出していただく書類について 　・・・・・・・・・・・　　４

３　 申告する資産は 　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５

４　 申告期限 　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５

５　 申告書の提出先 　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

６　 申告されない方，または虚偽の申告をされた方 　・・・・　　６

７　 実地調査等への協力のお願い 　・・・・・・・・・・・・　　６

８　 リース資産について 　・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

９　 少額償却資産の取扱いについて 　・・・・・・・・・・・　　７

１０　美術品等の取扱いについて 　・・・・・・・・・・・・・　　７

１１　減価率および減価残存率表 　・・・・・・・・・・・・・　　７

１２　償却資産の価格 　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

１３　税率・免税点等について 　・・・・・・・・・・・・・・　　８

**Ⅲ　国税との主な違い** ・・・・・・・・・・・・・・・・・　 ９

**Ⅳ　電子申告について** ・・・・・・・・・・・・・・・・・　 ９

**Ⅴ　建築設備の家屋と償却資産の区分**

１　建築設備の範囲 　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 １０

２　建築設備の家屋と償却資産の区分 　・・・・・・・・・・　 １０

３　特定の生産または業務用の設備の取扱い 　・・・・・・・　 １０

４　家屋の賃借人が施工した内装などの取扱い 　・・・・・・　 １０

５　建築設備の家屋と償却資産の区分表 　 ・・・・・・・・・　 １１

**Ⅵ　太陽光発電を所有している方へ** ・・・・・・・・・ 　１４

**Ⅶ　償却資産申告書の書き方**・・・・・・・・・・・・・ 　１５

**Ⅷ　種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の書き方**  ・・ １６

**Ⅸ　種類別明細書（増減資産用）の書き方** ・・・・・・ 　１７

個人や法人で事業を営んでいる方や，太陽光発電設備を設置している方，駐車場・アパートなどを貸し付けている方は，お持ちの償却資産（事業のために用いている資産）を**その資産の所在する市町村長**に申告していただくことになります。（地方税法第３８３条）

◆ 申告書の控が必要な場合は，事前にコピーをお取りいただき保管しておいてください。

◆ 申告書を郵送される方で，**控用の返送を希望される場合は，必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

**Ⅰ　償却資産とは**

**１　償却資産とは**

　個人や法人で工場・商店などを経営している方，太陽光発電設備を設置している方，駐車場・アパートなどを貸し付けている方が，その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい，土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

　　ただし，営業権・特許権などのような無形固定資産，自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。

　　なお，「事業のために用いる」には，所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく，事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

　　また，直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舎・寮・社員研修施設等）の器具備品，構築物等も償却資産の課税対象となります。

**２　償却資産の具体例をあげると**

|  |  |
| --- | --- |
| 構　 築　 物 | 広告塔，駐車場の舗装，フェンス，外構，家屋所有者以外の方が施工した内装，その他 |
| 機械および装置 | 印刷機，旋盤などの工作機械類，ブルドーザー，クレーンなどの建設機械類，物品の製造や食料品の加工設備類，機械式駐車場設備やビルの変電設備，自家発電設備や電気中央監視制御装置などの建築設備の一部（１１～１４ 頁「建築設備の家屋と償却資産の区分表」参照），太陽光発電設備，その他 |
| 船 舶 | 漁船，モーターボート，ヨット，水上バイク，その他 |
| 航 空 機 | 飛行機，ヘリコプター，その他 |
| 車両および運 搬 具 | フォークリフトなどの構内運搬車両，ホイールクレーンなどの大型特殊自動車，その他（３頁参照）※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除かれます。 |
| 工具・器具および備品 | ドリルなどの工具類，複写機，パソコンなどの事務機器類，理・美容業用機器，レントゲンなどの医療機器，看板，応接セット，冷蔵庫，ルームエアコン，自動販売機，その他 |

**３　償却資産の主な業種別具体例**

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと，次の表に掲げるとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　　　種 | 主な償却資産の内容　　（　）内は標準的な耐用年数 |
| 共　　　　通 | 事務机（15）,椅子（15）,応接セット（8）,ロッカー（15）,金庫（20）,コピー機（5）,エアコン（6）,パソコン（4），電話機（6），ファクシミリ（5）,可動間仕切り（15 又は3）,受変電設備（15），看板（18又は10又は3）,テレビ（5）,その他 |
| 飲 　食　 業 | テーブル（5），椅子（5），厨房用品（5），ネオンサイン（3），冷凍庫（6），冷蔵庫（6），カラオケ（5），衣装（2），その他 |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子（5），応接セット（5），消毒殺菌機（5），タオル蒸器（5），パーマ器（5），サインポール（3），その他 |
| 小　 売　 業 | 冷蔵ストッカー（4），陳列ケース（6又は8），自動販売機（5），レジスター（5），その他 |
| 医　　　　業 | 手術機器（5），レントゲン機器（6），歯科診療ユニット（7），ファイバ－スコープ（6），消毒殺菌用機器（4），その他 |
| 不動産貸付業 | コンクリート造の塀（15），金属フェンス（10），コンクリート敷舗装路面（15），アスファルト敷舗装路面（10），立体駐車場のターンテーブルおよび機械部分（10），植込み（20），屋外の給排水・ガス設備（15），太陽光発電設備（17），その他 |

（注1） 家屋の所有者と異なる方（賃借人等）が内装等を施工された場合は内装・設備

一式等が償却資産に該当します。（詳しくは１０頁をご覧ください。）

（注2） 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は，償却資産とし

ての申告の必要はありません。

（注3） 少額償却資産の申告は，税務会計上の経理区分によってその取り扱いが異なり

ます。（詳しくは７頁をご覧ください。）

* 耐用年数については総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年

数等に関する省令」で検索できます。

　（https://www.e-gov.go.jp/）

**４　償却資産の課税客体となる車両**

　　大型特殊自動車はすべてが申告の対象となります。

１　大型特殊自動車の車両条件（道路運送車両法施行規則第２条別表第１より）

1. 一般用・建設用

長さ４．７ｍ，幅１．７ｍ，高さ２．８ｍ，最高速度時速１５ｋｍの各基準を

一つでも超えるもの。

1. 農耕作業用

長さ・高さ・総排気量の基準はなく，最高速度時速３５ｋｍ以上のもの。

　　※ なお，上記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当し軽自動車税の課税対象と

なりますので，償却資産の申告対象外となります。

２　大型特殊自動車の車種別番号（自動車登録規則第１３条別表第２より）

　　①建設機械に該当するもの ナンバー０，００から０９および０００から０９９

　　②建設機械以外のもの ナンバー９，９０から９９および９００から９９９

**５　不動産賃貸業をされている方へ**

下記に例示している資産は，事業用資産となりますので申告をお願いします。

※建物は，家屋として別途課税されますので，償却資産の申告対象外となります。

【共同住宅の場合】　　　　　　　　【貸し駐車場の場合】

コンリート・ブロック塀（１５）　　　　　　コンクリート舗装（１５）

太陽光発電設備（１７）　　　　　　　　　　アスファルト舗装（１０）

屋外受水槽（金属造　１５）　　　　　　　　料金精算機（５）

側溝（コンクリート造　１５）　　　　　　　外灯（１０）

ルームエアコン（６）　　　　　　　　　　　フェンス（金属製　１０）

植込み（植栽　２０）

アスファルト舗装（１０）　　　　　　　　　　　　　　　（　　）…耐用年数

**※上記は一例ですので，これ以外にも対象となることがあります。**

**また，耐用年数も異なることがあります。**

**Ⅱ　償却資産の申告について**

**１　申告していただく方は**

　個人や法人で事業を営んでいる方や，太陽光発電設備を設置している方や，駐車場・アパートなどを貸し付けている方で，その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方です。

**２　提出していただく書類について**

**（１）はじめて申告をされる方**・・・全資産を申告してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **対　　象　　者** | * 1. 令和６年中に桜川市内で新たに事業所を開設された方。（リース資産等を設置された方も含みます。）
	2. 今回，はじめて償却資産申告書が送られてきた方。
 |
| **対象となる資産** | 　令和７年１月１日現在で，桜川市内に所有している事業に用いることができる全資産。 |
| **提出する申告用紙** | 1. 償却資産申告書
2. 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）
 |
| **そ　　の　　他** | **償却資産の多少にかかわらず，必ず申告をお願いします。** |

**（２）前年度までに申告をされた方**・・・資産の増加または減少を申告してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **対　　象　　者** | 1. 前年（令和６年）度までに申告をされた方。

②　お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得価額が印字されている方。　　なお，この欄が空欄の場合は全資産申告となります。 |
| **対象となる資産** | 　令和６年１月２日から令和７年１月１日までの増加および減少資産。 |
| **提出する申告用紙** | 1. 償却資産申告書
2. 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）
3. 種類別明細書（増減資産用）
 |
| **そ　　の　　他** | 償却資産に増減がない場合でも，必ず申告をお願いします。（その際，種類別明細書を提出する必要はありません。）※申告状況書の資産の名称・数量等に誤りがありましたら，申告状況書を訂正しコピー等を申告書に添付してください。 |

**（３）該当する資産のない方**

　**廃業，解散，休業，移転等**，あるいは**償却資産を所有していない方**は償却資産申告書

（償却資産課税台帳）右下２０の欄中の該当資産なしに☑を入れてください。

**３　申告する資産は**

令和７年１月１日現在，事業に用いることができる以下の資産です。

（１）土地および家屋以外の有形の固定資産で，所得税法または法人税法の所得の計算

上減価償却の対象となる資産です。（これらに類する資産で，法人税または所得税

を課されない者が所有するものを含む。）したがって，次のような資産も事業に用

いることができる状態であれば申告の対象になります。

|  |
| --- |
| ①　建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）②　簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）③　償却済み資産（減価償却を終わり，残存価額のみ帳簿に計上されている資産）④　遊休資産（稼働を休止しているが，維持補修が行われている資産）⑤　未稼働資産（既に完成しているが，まだ稼働していない資産） |

（２）賃借人が家屋に取り付けた附帯設備

　　　賃借家屋に内装，外装，建築設備などを取り付けた場合には償却資産の申告の

対象となります。詳しくは，１０ 頁の「４ 家屋の賃借人が施工した内装などの

取扱い」をご覧ください。

（３）次のような資産は課税の対象にはなりませんので，申告の必要はありません。

|  |
| --- |
| ①　自動車税の課税対象となる自動車および，軽自動車税の課税対象となる軽自動車など（軽自動車，原動機付自転車，小型特殊自動車および二輪の小型自動車）②　生物（ただし観賞用，興行用およびこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。）③　無形固定資産（特許権，商標権，営業権，ソフトウェア等）④　繰延資産（開業費，開発費等）や棚卸資産（商品，貯蔵品等）⑤　法人税法第６４条の２第１項，所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で取得価額が２０万円未満のもの　　※平成２０年４月１日以後に契約を締結したもの⑥　耐用年数が１年未満の資産（即時償却を除く） |

**４　申告期限・・・令和７年１月３１日（金）**

**５　申告書の提出先**

　**桜川市役所税務課または岩瀬庁舎総合窓口課・真壁庁舎総合窓口課**に申告してください。申告書の控えが必要な場合は事前にコピーをお取りいただき保管しておいてください。

　なお，申告書を郵送される方で，控用の返送を希望される場合は，必ず**切手を貼った返信用封筒を同封**してください。（「控用」の返送には，日数かかることがありますのでご了承ください。）

**６　申告されない方，または虚偽の申告をされた方**

正当な理由がなく申告されない場合は，地方税法第３８６条の規定により過料を科せられることがあるほか，同法第３６８条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので，期限までに必ず申告してください。また，虚偽の申告をされますと，同法第３８５条の規定により罰金等を科せられることがあります。

　なお，申告をされない場合は，実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

**７　実地調査等への協力のお願い**

地方税法第３５４条の２の規定により，税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果，実地調査にお伺いしたり，申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので，ご協力をお願いいたします

また，調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが，その場合の課税は資産の取得年次に応じて同法第１７条の５第５項の規定により遡って（５年度間）課税することになりますので，あらかじめご了承ください。

**８　リース資産について**

リース資産はその契約の内容により，資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と，実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類すると，リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リース契約の内容 | 資産を借りている人 | 資産を貸している人 |
| 【通常の賃貸借契約によるリース資産】期間終了と同時に資産が回収される場合 | ×（申告不要） | ○（資産の所有する市　町村に申告必要） |
| 【実際の売買にあたるようなリース資産】　リース後に資産が使用者の所有物となる　ような場合 | ○（自己の資産として申告必要） | ×（申告不要） |

※　平成２０年４月１日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については，所得税・法人税における所得の計算上，売買取引として取り扱うよう変更されていますが，固定資産税（償却資産）においては，これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要がありますので，ご注意ください。

**９　少額償却資産の取扱いについて**

取得価額が少額である償却資産の申告は，税務会計上の経理区分によってその取扱い

が異なります。（下表参照）　　　　　　　　　　　　　○＝申告対象　×＝申告対象外

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 償却方法所得価額 | 個別に減価償却しているもの | 中小企業特例（※１） | ３年一括償却（※２） | 一時損金算入（※３） |
| 10万円未満 | ○ | ○ | × | × |
| 10万円以上20万円未満 | ○ | ○ | × |  |
| 20万円以上30万円未満 | ○ | ○ |  |  |
| 30万円以上 | ○ |  |  |  |

※１　租税特別措置法第２８条の２，第６７条の５の規定によるもの

　　　　（少額減価償却資産の取得価額の必要経費・損金算入の特例）

※２　法人税法施行令第１３３条の２第１項，所得税法施行令第１３９条

　　　　第１項の規定によるもの

※３　法人税法施行令第１３３条，所得税法施行令第１３８条の規定によるもの

**１０　美術品等の取扱いについて**

平成２６年１２月に法人税基本通達・所得税基本通達が一部改正され，原則として１００万円未満の美術品等が減価償却資産として取り扱われることとなりました。

**１１　減価率および減価残存率表**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 |
| （r） | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | （r） | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | (r) | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) |
| ２年３年４年５年６年 | 0.6840.5360.4380.3690.319 | 0.6580.7320.7810.8150.840 | 0.3160.4640.5620.6310.681 | 12年13年14年15年16年 | 0.1750.1620.1520.1420.134 | 0.9120.9190.9240.9290.933 | 0.8250.8380.8480.8580.866 | 22年23年24年25年26年 | 0.0990.0950.0920.0880.074 | 0.9500.9520.9540.9560.963 | 0.9010.9050.9080.9120.926 |
| ７年８年９年10年11年 | 0.2800.2500.2260.2060.189 | 0.8600.8750.8870.8970.905 | 0.7200.7500.7740.7940.811 | 17年18年19年20年21年 | 0.1270.1200.1140.1090.104 | 0.9360.9400.9430.9450.948 | 0.8730.8800.8860.8910.896 | 27年28年29年30年31年 | 0.0640.0560.0500.0450.038 | 0.9680.9720.9750.9770.981 | 0.9360.9440.9500.9550.962 |

固定資産評価基準別表１５「耐用年数に応ずる減価率表」から抜粋

**１２　償却資産の価格**

（１）評価額の算出方法

　償却資産の評価額は，償却資産の取得時期，取得価額および耐用年数をもとに，申告された資産１件ごとに算出します。

①　評価額の計算は，次の計算方法により行います。

・前年中に取得した償却資産

　　取得価額×（１－ｒ／２）＝評価額

・前年前に取得した償却資産

　　前年度評価額×（１－ｒ）＝評価額

ｒ：耐用年数に応じて固定資産評価基準別表１５に定める減価率

　 （減価率については，７頁「１１　減価率および減価残存率表」参照）

②　租税特別措置法で認められている「特別償却」および法人税法または所得税法で認められている「圧縮記帳」をしていても，これを行わなかったものとして計算します。

1. 前年中に取得した償却資産の評価額は，取得月にかかわらず半年償却により算出します。
2. 評価額の最低限度は取得価額の５％です。計算した評価額が取得価額の５％未満になる場合は，取得価額の５％でとどめます。

**１３　税率・免税点等について**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 説　　　　　　　　明 |
| 納税義務者 | １月１日現在における償却資産の所有者をいいます。（償却資産を賃貸している方も含みます。） |
| 課税標準 | 課税標準は，１月１日現在の価格で，課税台帳に登録された価格をいいます。 |
| 免税点 | 全ての償却資産の課税標準額の合計が同一区内で１５０万円未満の場合は，課税されません。 |
| 税率・税額 | 税率は100分の1.4です。税額は課税標準額×税率で算定します。課税標準額（千円未満切捨て）×税率（1.4％）＝税額（百円未満切捨て） |
| 納期 | 納付すべき額を４回（４月，７月，１１月，２月）に分けて納めていただきます。 |

**Ⅲ　国税との主な違い**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | 固定資産税（償却資産）の取扱い | 国税（減価償却）の取扱い |
| 償却計算の期間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減価（償却）の方法 | 一般の資産は**旧定率法** | 一般の資産は定率法・旧定率法又は，定額法・旧定額法の選択制度 |
| 前年中の新規取得資産 | **半年償却**（１／２） | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません | 認められます |
| 特別償却・割増償却（租税特別措置法） | 認められません | 認められます |
| 増加償却（所得税・法人税） | 認められます | 認められます |
| 評価額の最低限度 | **取得価額の１００分の５** | １円（備忘価額） |
| 改良費 | 区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する） | 原則として区分評価 |
| 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法） | **認められません** | 認められます |
| リ　ー　ス　資　産（所有権移転外ファイナンスリース取引） | 所有者（賃貸人）に課税 | 平成２０年４月以後の契約は，賃借人の資産として減価償却処理 |

**Ⅳ　電子申告について**

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用される方は，事前に準備および手続きが必要です。

　また，電子申告の利用をやめる場合は，廃止の手続きが必要となります。

　電子申告の内容につきましては，ｅＬＴＡＸ（エルタックス）ホームページをご覧ください。（https://www.eltax.lta.go.jp/）

　お電話の場合は，ｅＬＴＡＸヘルプデスクへお問い合わせください。

　電話番号　０５７０－０８１４５９

　　　　　　上記の電話番号でつながらない場合　０３－５５００－７０１０

　受付時間　9：00～17：00　（土・日・祝日，年末年始12/29～1/3を除く）

**Ⅴ　建築設備の家屋と償却資産の区分**

１　建築設備の範囲

　建築設備とは，電気設備，ガス設備，給水設備，排水設備，衛生設備，冷暖房設備，空調設備，防災設備，運搬設備，清掃設備等で本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいいます。

２　建築設備の家屋と償却資産の区分

　建築設備は，固定資産税の取扱い上，経理上の勘定科目にかかわらず，次により家屋と償却資産に区分して課税します。

（１）家屋の評価対象となるもの

家屋に取り付けた建築設備で，通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは，家屋として固定資産税が課税されます。

　 　また，次頁の区分表で『家屋の評価対象』に区分している設備であっても，賃借している家屋に賃借人等が取り付けた設備は償却資産の申告対象となります。

（２）償却資産の申告対象となるもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの，または独立した機器としての性格の強いものは，償却資産として固定資産税が課税されます。

３　特定の生産または業務用の設備の取扱い

　次の設備は区分表の設備と同種類の設備ですが，すべて償却資産として課税されます。

①　工場，倉庫等における動力源としてのボイラー，動力配線，発・変電設備等。

②　紡績業，精密機械工業，フィルム製造業における温湿度調和設備，集塵設備。

③　冷凍・冷蔵倉庫業，製氷業等の冷凍・冷蔵設備（配管を含む）。

④　公衆浴場（特殊浴場を含む）のボイラー設備。

⑤　映画，演劇，興行場のスクリーン設備，局所照明設備（スポットライト），ネオ

ンサイン，投光器等のように，家屋本来の目的と別の用途のもの。

⑥　百貨店，旅館，飲食店，クラブ，病院等における厨房設備および洗濯設備等のサー

ビス設備。

⑦　機械式立体駐車場設備。

⑧　発電機，電話交換機等のように，家屋の建築設備ではあるが，きわめて機械的な

性格が強く，かつ家屋との構造上の一体性が本質的には考えがたいもの。

⑨　工場，倉庫等における製品の搬出設備用レールおよび流れ作業等に用いられるベ

ルトコンベヤー。

４　家屋の賃借人が施工した内装などの取扱い

　賃借人などの家屋所有者以外の方が事業に用いるため，家屋に附加したもの（「特定附帯設備」といいます）については，特定附帯設備を取り付けた方が償却資産の申告を行ってください。（地方税法第３４３条第９項）

　【特定附帯設備具体例】

　　　内外装**・・・**天井・床・内部の仕上げ，造作，建具，外壁の仕上げ等

　　　附帯設備**・・・**建築設備（電気，ガス，給排水，衛生，空調設備）等

５　建築設備の家屋と償却資産の区分表

　この表は通常の設備について，一般的に区分したものです。賃借家屋の設備，生産または業務用の設備等については，取扱いが異なる場合がありますので，詳しくは桜川市役所税務課までお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
| 電気設備 | 変電設備 | 変圧器並びに附属する配管および配線一式，工業用変送電設備，配電設備 |  |
| 屋内配線設備 | 計量器 | 配管，配線，スイッチ，コンセント，分電盤 |
| 電灯照明設備 | ネオンサイン，スポットライト，投光器，電光盤，外灯 | 白熱灯･蛍光灯用器具，非常用照明器具 |
| 動力配線設備 | 生産用動力配線 | 分電盤，スイッチ，制御盤，配管，配線 |
| 予備電源設備（自家発電） | 蓄電池，発電機および附属品一式，充電器，配管，配線 |  |
| 中央監視制御設備 | 監視制御盤，センサー，配管，配線 |  |
| 電話設備 | 電話機，交換機，電源装置 | 配管，配線，端子盤 |
| インターホン設備 |  | 配管，配線，親機，子機 |
| Ｌ Ａ Ｎ 設備 | サーバー，端末機，光ケーブル |  |
| 放送設備 | アンプ，マイクロホン，スピーカー，出力制御器 | ベル，ブザー，配管，配線 |
| 出退表示設備 |  | 表示器，操作盤，配管，配線，押ボタン |
| 窓口用特定用件表示設備 |  | 表示器，操作盤，配管，配線 |
| 監視カメラ設備 | 受像機，カメラ | 配管，配線 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
| 電気設備 | テレビ等共同聴視設備 |  | 親アンテナ，整合器，分岐器，分配器，配管，増幅器，ケーブル |
| 電熱設備 | 電熱器，冷蔵庫，電子レンジ | 配管，配線 |
| 電気時計設備 | モーターサイレン，外壁に取付けられた電光時計 | 端子盤，ベル，チャイム，配管，配線 |
| ナースコール設備 |  | 表示盤，信号灯，その他器具一式，配線 |
| ガス設備 | ガス供給設備 | 屋外供給本管，生産事業用一式 | 屋内支管，排気筒，カラン（使用口） |
| 給水設備 | 水源 | 井戸，屋外配管 |  |
| 揚水設備 |  | ポンプ，揚水管 |
| 水処理設備 | ばっき装置，沈殿装置，ろ過装置 |  |
| 給水設備 | 量水器 | 受水槽，貯水槽，ポンプ，止水栓，給水栓，圧縮機，圧力タンク，配管 |
| 給湯設備 | 局所給湯設備 | 貯湯槽 | 瞬間湯沸器，貯湯式湯沸器，ボイラー，配管 |
| 中央給湯設備 | 独立煙突，独立煙道，ソーラー式集熱器 | ボイラー，貯湯槽，配管 |
| 衛生設備 | 衛生器具設備 | 独立煙突，事業用流し類，メディシンキャビネツト | 洗面器， 手洗器， 便器および付属器，洗髪器，シャワー，洗浄器，浴槽，水飲器，ユニットバス，システムキッチン |
| 便器洗浄装置 |  | 洗浄装置一式 |
| 便槽設備 |  | 便槽装置，排気筒 |
| し尿浄化槽設備 |  | し尿浄化槽装置一式，送気孔，配管，排水ポンプ |
| 排水設備 | 排水設備 | 野外のもの | 屋内排水管，ポンプ，雑排水ピット |
| 通気設備 |  | 通気管（ベント） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
| 防災設備 | 火災報知設備 | 屋外のもの | 配管，配線，受信機，感知器，非常ベル，附属機器 |
| 消火設備 | ホース，ノズル，ガスボンベ，手提式・車輪付消火器，屋外消火栓設備 | 消火栓設備，スプリンクラー設備，ドレンチャー設備，泡消火設備，ハロゲンガス消火設備，炭酸ガス消火設備 |
| 避雷設備 |  | 避雷突針，避雷導体，導線，その他付属設備 |
| 換気設備 |  | 工業用送風装置 | 送風機，換気扇，排風機，ダクト，排煙機 |
| 空気調和設備 |  | ルームエアコンディショナーウインド型エアコンスプリット型エアコン（非ダクト式のもので，室内機と室外機が１対１で，一室程度を空調するもの） | パッケージ式エアコン，ダクト設備，配管設備，冷凍機，ヒートポンプ，冷温水発生装置，冷却塔，温水ボイラー，蒸気ボイラー，温風炉，燃焼装置，給油装置，太陽熱利用放熱器，赤外線ヒーター，ユニットヒーター，ファンコイルユニット，加湿装置，減湿装置，エアーカーテン |
| 運搬設備 |  | 工業用ベルトコンベア，気送子 | エレベーター，リフト，事務用ベルトコンベア，気送管設備，ダムウエーター，エスカレーター，メールシュート設備 |
| 塵芥処理設備 |  | 独立煙突，独立煙道，屋外の塵芥燃焼炉設備 | ダストシュート |
| 厨房設備 |  | 調理機器，食器洗浄機，製氷機，冷凍・冷蔵庫，温蔵庫 |  |
| 洗濯機設備 |  | 洗濯機，脱水機，乾燥機，プレス機，事業用に取り付けた給排水 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
| その他設備 | 機械式駐車場設備 | 機械式駐車場設備，ターンテーブル装置 |  |
| 自動扉設備 |  | 自動扉設備 |
| 管制設備 |  | 自動車管制設備 |
| 清掃設備 |  | 窓拭用ゴンドラ，セントラルバキュームクリーナー |

**Ⅵ　太陽光発電を所有している方へ**

法人　・・・・・　事業用資産のため、申告の対象となります。

対象外となる場合については５頁を参照してください。

個人事業主　・・　農業や店舗などを営む方が、事業のために設置した場合は事業に供

した資産となります。売電に関わらず申告の対象となります。

個人　・・・・・　１０ｋＷ以上は売電事業用の資産なので、申告の対象となります。

　　　　　　　　　１０ｋＷ未満でも、事業に供している場合は、申告の対象です。

|  |  |
| --- | --- |
| **太陽光パネルの設置方法** | **償却資産として申告が必要な太陽光発電設備** |
| 家屋（屋根）等に乗せて設置 | 太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、等 |
| 家屋以外の場所（土地等）に設置 |
| 家屋に一体の建材（屋根素材等）として設置 | 接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、等 |

！　太陽光発電設備を相続、譲渡、売買等した場合

疎明資料を添付（任意）し、必ず申告をお願いいたします。そうした申告や報告などがない場合、所有者でない方に課税されてしまう場合があります。